

# 見込み客実店舗誘導サービス 約款

## 第1条(取扱い準則)

1. 株式会社先駆(以下、「当社」といいます。)は、当社が提供する、見込み客実店舗誘導サービスの約款(以下、「本約款」といいます。)によって見込み客実店舗誘導サービス「通称、ドコデ:docode」(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 本約款は本サービスの利用に関し当社及び本約款に基づき利用契約を締結する利用者(以下、「契約者」といいます。)に適用するものとし、契約者は本サービスを受けるに当たり、本約款を遵守するものとしします。

## 第2条(適用範囲及び変更)

1. 本約款は、契約者と当社に対し、本サービスの利用に関する一切のサービスについて適用されるものとしします。
2. 当社は契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の本約款となります。
3. 当社は本約款変更の影響を受けることになる契約者に対して本条第4項に定めた方法により事前に通知し、契約者はこれを承諾するものとしします。
4. 本約款に基づいて当社が契約者に対する通知を行うことを必要とする場合、当社は契約者に対し電子メールの送信を行うことにより、当該通知に代えることができるものとしします。
5. 当社が前項に定める方法で契約者に対し通知を行った場合、当該通知が何らかの理由で契約者に到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとしします。

## 第3条(サービス内容)

1. 本サービスとして提供するサービスは、当該時点において当社が合理的に提供可能なものに限るものとしします。
2. 当社は、理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の一部または全部の変更、追加及び廃止、料金の変更等を行うことができます。但し、本サービスの全部を廃止する場合には、当社が提供する手段を通じて、契約者に対して事前に発表するものとしします。
3. 本サービスの内容の変更または廃止により、その時点において契約者が当社より提供を受けているサービスの全部が利用できない場合は、第5条の規定は適用されないものとしします。

## 第4条(契約期間)

契約期間は「注文請書」に記載の利用開始年月日より12ヶ月間としします。

## 第5条(料金等)

本サービスの詳細な内容及びその対価は「注文請書」にて定めます。

## 第6条(支払方法)

契約者は、料金等を当社が定める期日までに、当社が定める方法により、支払うものとしします。

## 第7条(変更の届出)

1. 契約者は、当社に対する届出内容に変更があった場合には、速やかに当社に対して変更の届出をするものとしします。
2. 契約者たる法人またはその他の団体について、合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、その地位を承継した法人またはその他の団体は、地位を承継したことを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の方法で当社に対して変更の届出をするものとしします。

3. 前項の場合、地位を承継した法人またはその他の団体が2つ以上あるときは、そのうちの一つを契約者として定めるとともに、速やかに当社所定の方法で当社に対して通知をするものとします。また、事後に地位を承継した法人またはその他の団体を変更した場合も同様とします。

4. 当社は、前項の規定に基づく通知が当社に到達するまでの間、その地位を承継した法人またはその他の団体の一つを任意に選択して契約者とみなすことができるものとします。

5. 契約者が本条に定める変更の届出・通知を怠ったことにより、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

#### 第8条(提供の停止)

1. 契約者が以下の各号のいずれか一つにでも該当する場合、当社は当該契約者に事前に何等通知または催告することなく、サービスの提供の停止及び契約者資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 入会申込の際の届出事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあった場合
- (2) 当社が定める本約款及び利用契約について違反があった等の理由により、当社が提供するいずれかのサービスの利用を停止させられているか、または過去に契約者資格の取消処分を受けたことがある場合
- (3) 当社が提供するいずれかのサービスについて、その料金等その他の支払を怠っている場合、または過去に支払を怠ったことがある場合
- (4) 個人の契約者、もしくは法人またはその他の団体が契約者である場合に、その代表者の資産について差押や滞納処分を受けた場合
- (5) 法人の契約者について、破産、民事再生、会社更生手続、会社整理もしくは特別清算の申立の事由があった場合
- (6) 法人の契約者について、手形交換所の取引停止処分、もしくはその法人の契約者が保有する資産について差押や滞納処分を受けた場合
- (7) 個人の契約者、もしくは、法人またはその他の団体の契約者の代表者が未成年者であり、入会の月の翌月末までに保護者による記名押印がなされた同意書が提出されない場合
- (8) 個人の契約者、もしくは、法人またはその他の団体の契約者の代表者について、破産の申立があった場合、または後見開始の審判若しくは保佐開始の審判を受けた場合
- (9) 第11条第1項に定める禁止行為を行った場合
- (10) 本約款及び利用契約、または、当社が別途に定めるその他の規約、規程等及びその他の法令・通達等に違反した場合
- (11) その他、当社が契約者として不適当と判断した場合

2. 契約者が、前項の各号のいずれか一つにでも該当する場合、当社からの通知を要することなく直ちに期限の利益を喪失するものとし、当該時点で発生している料金等当社に対する債務と併せて、その全額を当社の定める方法で一括して支払うものとし、当該支払については本約款第5条及び第6条に基づいて支払うものとします。

3. 法人またはその他の団体が当該法人またはその他の団体に所属する個人を契約者として登録している場合に、当該個人について本条第1項各号に該当する事由が発生した場合には、その時点で当該個人が法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人またはその他の団体が前項の義務を負うものとします。

4. 当社は、新たに本サービスを希望する者が契約希望以前に当サービス、他の各種サービスのご利用において契約者資格の取消や行政処分等の処罰により退会、解約等をしたことのある場合には、当該サービスの利用を認めない場合があり、同時に他サービスのご利用がある場合には、当該既サービスのご利用全てについて停止、退会、解約等の扱いとします。また、他サービスのご利用における処分により、退会等の扱いとなる場合があります。

#### 第9条(譲渡の禁止)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利など、利用契約上の一切の権利を、第三者に譲渡、貸与、質入れ及びこれらと同様の効果を生じさせる行為をしてはならないものとします。

#### 第10条(ID及びパスワードの自己管理責任)

1. 契約者は当社より一時的に付与されたIPアドレス、ID、パスワード、及び独自ドメイン名登録サービスにより割当てられたドメイン名について、善良な管理者としての注意義務を負うものとします。

2. 前項に定めるIPアドレス、ID、パスワード及びドメイン名の管理不十分、使用上の過誤、及びその他契約者の責めに帰すべき理由により、当社、ネットワーク及び第三者に損害を与えた場合は、当該契約者がその損害を賠償するものとし、当社は一切責任を負いません。

3. 本条第1項に定めるIPアドレス、ID、パスワード及びドメイン名を忘れた場合もしくは盗用された場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

#### 第11条(禁止事項)

1. 当社は、契約者に限らず、契約設備を利用する契約者の顧客等が次の各号の何れかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しないとき
- (2) 本サービスの料金を支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (3) 申込みにあたり虚偽の事実を記載したことが判明したとき
- (4) あらゆる紛争の当事者となったとき、または当事者となる可能性のあるとき
- (5) 当社あるいは第三者の名誉、信頼、プライバシー等の人格的利用を侵害する行為、またはその恐れのある行為をしたとき
- (6) 当社あるいは第三者の著作権、その他知的財産権を侵害する行為、またはその恐れのある行為をしたとき
- (7) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはその恐れのある行為をしたとき
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、またはその恐れのある行為をしたとき
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはその恐れのある行為をしたとき
- (10) 第三者の本サービス利用に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為あるいはその恐れのある行為をしたとき
- (11) IDあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはその恐れのある行為をしたとき
- (12) コンピュータウィルス等他人の業務を妨害する行為、あるいはそのコンピュータウィルス等のプログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはその恐れのある行為をしたとき
- (13) スパムメール等、あらゆる形態の一方的なコマーシャルメッセージの発信や、宣伝の送付行為、あるいはその恐れのある行為をしたとき
- (14) 企業秘密情報として保護されている第三者の情報の守秘義務に反する使用や配信を含む行為、あるいはその恐れのある行為をしたとき
- (15) ヘッダー、返信アドレス、及びインターネットプロトコルアドレスを含めた伝送情報の意図的な省略、消去、偽造、または不正確な伝達行為、あるいはその恐れのある行為をしたとき
- (16) 収納代行会社または金融機関等により契約者が指定した支払口座が使用できなくなったとき
- (17) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型風俗特殊営業、あるいはそれらに類似する行為をしたとき
- (18) 猥褻な内容の電磁的記録を公然と公開する行為、あるいはその伝送経路となる行為をしたとき
- (19) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはその恐れのある行為をしたとき
- (20) 前各号の他、本約款及び利用契約に違反する行為であって、本サービスの業務の遂行、または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼす恐れのある行為をしたとき
- (21) 法令に違反する行為、あるいはその恐れのある行為をしたとき

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為により、当社、他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合は、当該契約者の費用負担と責任をもって解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えることがないものとします。

3. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合は、理由の如何を問わず直ちに実行するものとします。当社は、本サービスの停止を行ったときは、その旨当該契約者に対し通知します。その場合、当社は、通知の到達の有無に関わらず、このサービス停止によるデータの消失等いかなる損害についても責任を負わないものとします。

#### 第12条(提供の停止)

1. 当社は、以下の各号に該当する場合には、当社の任意の判断に基づき、契約者に事前に連絡することなく、本サービスの運用の全部または一部を停止することができるものとします。
  - (1) 天災、事変、その他の当社の過失に基づかない非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、電気通信事業法第8条に定める処置を取る場合
  - (2) 前号の法律上の要請の如何に拘らず、天災、事変、その他の当社の過失に基づかない非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合
  - (3) 当社の過失に基づかない電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない事由が生じた場合
  - (4) 当社の過失に基づかない電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
  - (5) 法令による規制、司法命令等が適用された場合
  - (6) 当社の過失に基づかず、上位の電気通信事業者との契約を変更する場合
2. 当社は、前項各号に基づき、本サービスの運用の全部または一部が停止されたことによって生じた契約者の損害については一切責任を負いません。

#### 第13条(情報の取り扱い)

1. 契約者は、いかなる方法・態様においても、本サービスを通じて提供される全ての情報について、権利者の許諾を得ることなく著作権法、その他の法律で定める私的使用の範囲を超えて使用・利用をすることはできません。
2. 契約者は、いかなる方法・態様においても、本サービスを通じて提供される全ての情報について、権利者の許諾を得ないで、契約者以外の者に使用・公開し、あるいは使用・公開させたりすることはできません。
3. 契約者が、本条の規定に違反したことにより、紛争が発生した場合、当該契約者の費用負担と責任において解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

#### 第14条(情報の削除)

1. 当社は、以下の各号に該当する場合には、契約者に通知することなく、契約者の書き込んだ情報を削除することができるものとします。
  - (1) 契約者による書き込み内容が第11条第1項各号に定める禁止行為に該当すると当社が判断した場合
  - (2) 契約者によって登録された情報の容量が当社所定の容量を超過した場合
  - (3) その他当社が当該情報を削除する必要があると判断した場合
2. あくまでも契約者が書き込んだ情報に関する全ての責任は当該契約者にあり、当社は、前項に関して、情報を監視・削除する義務を負うものではないため、当社が情報を削除しなかったことにより契約者あるいは第三者が被った損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第15条(設備等)

1. 契約者は、契約者の費用と責任において本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネット接続業者との契約、その他これらに付随して必要となるすべての機器及びサービスを準備し、かつ任意のインターネット接続サービスを経由して本サービスを利用するものとします。
2. 当社は、契約者の準備した機器及びサービス、ソフトウェア等に起因する事象に対し、何ら責任を負わないものとします。また、それらの使用により発生するウィルス等の被害に関しても、何ら責任を負わないものとします。
3. 契約者がサービスの提供を受けるためには当社の他に別途定める他の協力事業者と契約または当社が代行による契約により契約者設備使用料等の料金の支払をしていただく必要があります。
4. 前項の規定により当社により代行がなされたか否かにかかわらず、契約者その他の事業協力者との間の契約についてはその当事者間で処理するものとし、当該契約に関する債権・債務(損害賠償請求権を含む。)その他一切のトラブルについて、当社は何ら責任を負わないものとします。

#### 第16条(守秘義務)

1. 秘密情報とは、本契約に関連して当社及び契約者が相手側から開示を受ける技術上または営業上の情報であり、

次の各号の一つに該当するものをいいます。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料などの有体物により開示される情報
- (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であり、かかる口頭の開示後30日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する情報については、本契約における秘密情報として取り扱わないものとします。

- (1) 開示の時に、既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報
- (2) 開示後、被開示者の責によらず公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 被開示者が独自に開発した情報
- (5) 開示者が秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報
- (6) 裁判所・警察その他法律・規則の規定に基づきその開示が要求された情報

3. 当社及び契約者は、本契約終了後も、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報をいかなる第三者に対しても開示または漏洩しないものとします。ただし、本条第5項の場合には、当該規定に従うものとします。

4. 当社及び契約者は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとします。

5. 当社及び契約者は、相手方の秘密情報を、当該相手方の秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員のみが開示することができるものとし、当該役員及び従業員に対して本条に定める秘密保持義務を遵守させるものとします。

6. 当社及び契約者は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報を本契約の履行以外の目的で一切使用してはならないものとします。

#### 第17条(免責事項及び責任の制限)

1. 当社は、本サービスの内容、及び、契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 本サービスに基づくサービスの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、その他本サービスの利用に関連して契約者に損害が発生した場合は、当社の故意または重過失による場合、一ヶ月の料金を限度として、契約者の請求により契約者に実際に発生した損害の賠償に代えます。
3. 当社上位の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して利用者が利用不能となった場合利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は当社がかかる電気通信役務に関し当該上位電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とします。
4. 契約者が、本約款に定める事項に違反したことにより、当社が損害を被った場合には、当社が当該契約者の契約者資格を取消したか否かにかかわらず、当該契約者は当社に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第18条(準拠法)

本約款の成立、効力、その履行及び各条項の解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### 第19条(管轄裁判所)

1. 本サービス及び本約款に関連して、契約者と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社との間で誠意を

もって協議するものとします。

2. 前項の協議によっても問題が解決しない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに予め合意します。

付則

この約款は2022年8月1日より実施するものとします。